

三 出務物品部

四 補任部

五 補任部

第五條 委員置及部置ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ庶務ニ従事スル

第六條 部置ハ部長一名部置委員右十名ヲ以テ組織スル

部置長及部置委員ハ委員中ヨリ定ムル

各部置長ハ職務部置ノ委員ヲ兼務スルモノトスル

委員置幹事ハ各部置ノ委員ヲ兼務スルモノトスル

第七條 組織部置ハ一取置進方計ヲ各部置ハ各別條事項ノ實行方針ニ照ス

ルコトヲ決議スル

一終

甲片

家族渡片 經外地歸還海軍々人軍屬申告書

所轄	官等級	報日額又ハ 報月額又ハ 給料(月)又ハ 俸給又ハ	(軍屬ノミ)	氏名	フリガナヲフス	電入籍番號 報符
歸郷先						
解員ニ伴フ退職手當又ハ歸郷旅費受給ノ有無						
連絡所ニテ支給セシ退職手當 又ハ歸郷旅費			※金額	退職手當	歸郷旅費	
			受領者印	圓	圓	
			※支給年月日	(同上) 昭和 年 月 日		
※解員年月日	昭和 年 月 日	註 軍人及判任待遇以上ノ軍屬ハ歸郷旅費ノ欄ニ 右以外ノ軍屬ハ退職手當ノ欄ニ捺印ノコト				

0487

※印ハ連絡所ニテ記入

局長

第三三四號

總務部長

昭和二十一年十月二十二日

復員局第二復員局長

地方部長

地方復員局長

庶務課長

課長

地方復員局保有物件處邊界領の件附
の件は別紙封鎖によつて真価するから然るべく取計はれたい

(別紙 添)

「送」

0488

地方復員局保有物件処理要綱

一、方針

各地方復員局に於ける兼切は一應昭和二十二年三月末を以て特定の兼切を採りて之を終了させることを旨として保有物件の区分及整理を進めることとする

紛戦時に於ける混乱した物件は其の若い状態に鑑み今次保有物件処理の際はその責任を明かにし整理を適正にするため必要措置を採る

二、組織要綱

- イ 委員会の構成
 - 第二役員局及び地方復員局に大々物件は委員会を設けて中央、地方の連絡を密にし物件処理の進止を期することとする
 - その構成は次の通りとする
- ロ 中央物件処理委員会

補給品及び経費等に正庫の物件の属機

(1) 特殊物件及び之に準ずるものは内務省を離れ所管の官廳、民間業

者等に移管又は拂下を行ふ一従來通りの属機一

(2) 同一特殊物件とは紛戦時進駐軍で接收後内務省に返還されたも

のを謂ふ以員局としてもそのうちから必安置の配分を受け

たものがあり従て一部残量があるものと豫想される之に準

ずるものとは紛戦時進駐軍に提出したりリストから洩れた物

件中進駐軍で接收する助合のものを謂ふ

其の他のものは概ね川表標準によつて属機する

(3) 右の買収は中央區域を能利とするが状況によつて一部を地方復員

局長に委任されることがある

南支那は受取は物件所任の場場で行ふ

其の目的のない在庫品に對しては廢置を待つことなく隨時處置

する

口各船に供給又は借用した物件の運送

閉鎖の船隻一應全部供用船に運送させて同項の管轄によつて運送する但し船隻に於ける物件の運送については次の上りに従ふ

印行政官船等て船主に返還するもの

供給又は借用したものは全部調査を附して返納の手続をとりせて供給船で運送するがそのうち同船等に必要なるものを附つて船主に引渡す此の場合領収書の受取及び印下等の運送は規定通り實施のことに附する

口船隻

一 船主の返納一状況によつては手続だけとする一させその船隻の運送の

向岸撤を指せられた船隻については今般返納及び種海に必要なるものを返納の許可を得て返納させその船のものは以地地方官に引渡す

口物件の並正備な以量を知り得るよう常にリストを並ねると共に物件

この報告を行ふ

ハ採有物件の状況観察

中央地方の進捗を遊にすると共に状況を明かにするため中央採有物件調査委員
員の委員長の状況観察を行ふ、状況によつては委員又は委員職務を以て代
換させることがある

第一回状況観察は十月下旬から十一月にわたつて概ね左の項目について観
察する、其細目については幹事長から通知させるから観察の効果を挙げ
得るよう天々準備して置かれたい

ハ物件の状況

(1) 採有資産

ロ 現在の相続供用等の状況

イ 採有物件の不用者は残存見込品価値量等の状況

ロ 今後に於ける物件の進捗方東

日 採有物件の状況観察

服		被		料 材 修 造		品
の 再 用 の 見 込 の な い 百 品	織 維 装 品 以 外 の 品	織 維 装 品 及 具 の 附 屬 品	織 維 装 品 及 具 の 附 屬 品	選 修 用 材 料 (一 般 附 屬 品 及 附 屬 品 を 含 む)	選 修 用 材 料	名
商 工 方 課	日 用 品 課	衣 料 課	商 工 省 織 維 局		運 輸 省 海 運 總 局	移 管 先
地 方 復 員 局 と 地 方 協 議 決 定 す る		支 那 省 に 引 渡	所 在 地 で 中 央 の 指 示 す る		地 方 海 運 局 と 協 議 の 上 成 る べ く 轉 用 工 場 ・ 又 は 從 來 復 員 局 の 利 用 ・ 下 清 置 位 に 拂 下 方 野 旋 す る	現 品 引 渡 先

地方復員局と地方協議決定する
ものを除く(移管標準)

食											糧		
乾	乾	乾	醃	乾	乾	乾	醃	携	餅	粉	豆	麥	米
魚	物	柴	詰	深	籠	六	詰	帶	の				
類	類	菜	類	取	籠	ン	取	長	系	類	類		
"	"	"	農	"	"	"	"	"	"	"	"	"	農
			林										林
			省										省
			食										食
			品										料
			局										官
													務
													所
			追										
			て										
			定										
			め										
			る										

料 燃		種									
石 炭	液 体 燃 料	生 鮮 食 糧 品	ビ タ ミ ン 食 料	茶	砂 糖	鹽	植 物 油	酢	乾 燥 醬 油	乾 燥 味 噌	漬 物
石炭騰配炭局（配炭課）	開工省鑛山局（石油課）	農林省食糧局及水産局	農林省及厚生省	“	農林省食糧局	大藏省專賣局	“	“	“	“	“
日本石炭株式会社	石油配給株式会社	“	“	追て定める	日本砂糖統制株式会社	最寄專賣局	帝國油糧統制會社	所任拾遺食料統制組合	“	醬油	至味噌統制株式会社

0496

名二復計第六號ノ

家族渡片 經外地歸還海軍々人軍屬申告書

所轄	官等級	俸給額 給料額 又(月)又ハ	報酬月額 又(月)又ハ	(軍屬ノミ)	氏名	フリガナヲフス	入籍番 報符號
歸郷先							
解員ニ伴フ退職手當又ハ歸郷旅費受給ノ有無							
連絡所ニテ支給セル退職手當 又ハ歸郷旅費	※金額		退職手當		歸郷旅費		
	受領者印		圓		圓		
	※支給年月日		(同上)				
※解員年月日		昭和 年 月 日		註 軍人及判任待遇以上ノ軍屬ハ歸郷旅費ノ欄ニ 右以外ノ軍屬ハ退職手當ノ欄ニ捺印ノコト			

0497

※印ハ連絡所ニテ記入

品										物										定額表	種別
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十		
雜具類	睡褥器具類	被褥器具類	巾筒及同附屬品類	丸箕等器具類	八敷次器具類	七文房器具類	大襦袢及通信器具類	五葉鏡消單及同附屬品類	四至內器具類	三紙布製品類	二庭具類	一障・襦袢・器具類	襦袢	被褥	睡褥	被褥	被褥	被褥	被褥	被褥	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	

0498

品	省長王督											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
品	紙 筆・墨・印肉類	紙 紙類	綿・布・糸・索類	油 脂類	金 屬材類	木 竹材類	硝 子類	備 帶・皮單・ゴム類	紙 料類	刷 毛類	理 育用品類	雜 品類
一	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
二	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
三	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
四	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
五	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
六	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
七	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
八	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
九	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
一〇	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
一一	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
一二	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通

備考
 一、貨品は概ね同記各項に準ずるものとす
 二、(運輸省) 同(商工省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 三、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 四、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 五、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 六、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 七、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 八、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 九、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 一〇、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 一一、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)
 一二、(内務省) 同(農林省) 同(厚生省) 同(文部省) 同(逓信省)

局長

寫

庶務課長

課
附

大阪地方復員局總務部長

二二〇七

二復補給部長

(着) 齋藤賀、吳、大阪

佐世保、舞鶴、大湊

地方復員局補給部長

(受) 横須賀、吳、大阪

佐世保、舞鶴、大湊

地方復員局總務部長

第二六番電 (コ五・一〇七)

十月分液体燃料割當に關する件

十月分液体燃料割當左の通決定、石配(元石統)支店と連絡の上至急
受取られたり

書 簿 本局 一五 積算書 〇 吳 〇

十月八日送付
電〇七〇二六

21.10.10

0500

佐世保二五 舞鶴二〇 大阪二〇
大湊一〇 (但し現物は横須賀にて取得する)
合計九〇

重油 埃 五 佐世保一〇 舞鶴一〇
大阪 五 横須賀〇 大湊〇
合計三〇

其の他の燃料はなし
単位 斤

(終)

0501

二復臨處第二〇六號

昭和二十一年十月十六日

大阪地方復員局總務部長殿

復員廳第二復員局經濟部臨時處理班長

民間會社保管官有物品預書送付の件通知

近畿地區所在の當部關係民間會社保管の官有物品の預書を三通送付する
から會社所在地の府縣警察物件處理部に移管された

「終」

0502



阪復總第九〇二號

昭和二十一年十月三十日

大阪地方復員局總務部長

補經掃管

給運海業

部部部部

長長長長

殿殿殿殿

各部保有物件に關する件順會

各部保有物件に關し左記要領に依り十一月五日迄に各四週を提出された

記

一、現保有量（様式は先般報告ありたる採管物品在庫報告と同様）

二、現在の補給供用等の状況

三、現有物件中の不用者は残余見込品種數量等の状況（現有保有量報告の

備考欄にも記入のこと）

「終」

0503

第一回大阪地方復興局保有物件現況視察決定

日	時	場	所	記	事	備	考
十一月八日	〇九三〇	會議室	會議室	<p>一、各物品出納命令官の説明</p> <p>補給部長、経理部長、 海部部長、造修課長</p> <p>（H）現在の保有の状況 （口）現在の補給使用等の状況 （日）今後の補給物件処理の方策</p>	關係者出席		
一〇三〇				<p>二、保管納付状況視察 復興局一分至一雜喉場倉庫一川口 倉庫一分至</p>	乗用車三臺準備		
一二〇〇	分	室	室	三、視察團一行昼食			
一三三〇		會議室	會議室	四、物件處理要領に關する懇談	<p>阪復團出席者 大阪地方復興局物件處理委員 會委員</p>		
一六三〇				五、關係者局長招待			

0504

政復 第九〇二號

昭和二十一年十月三日

大隆 復興局 總務部長

補給部長

經理部長

總務部

中

補給部 備有物件に關する件 照會

知

各親業所の件は別々となり要領に依り
十月五日迄は若くは四通を提出された

庶

一 復業有量 (一) 概算と進捗報告のありき (二) 復業有量 (九) 進捗報告 (一〇) 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品

二 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品

三 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品

の状況 (一) 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品 (一〇) 現存の補給品

昭和二十一年十月三日

0505

竹光 又
 木 又
 田 又
 山 又
 山 又
 山 又

局

事務部長

事務部長

經理部長

需品部長

發付後
 査閱

査閱

淨書

校合

月

日發付

(模造起案半葉野紙)

各委員人役

物件處理委員會 同前通す

一日時 五月五日(木) 〇九三〇

四強會議室

二 即會名

需品即會名

通書物系即會

合併

三 派款

保存物下圖書 (近松武) に付 地方役員等共 必要

作表に列す件

海軍

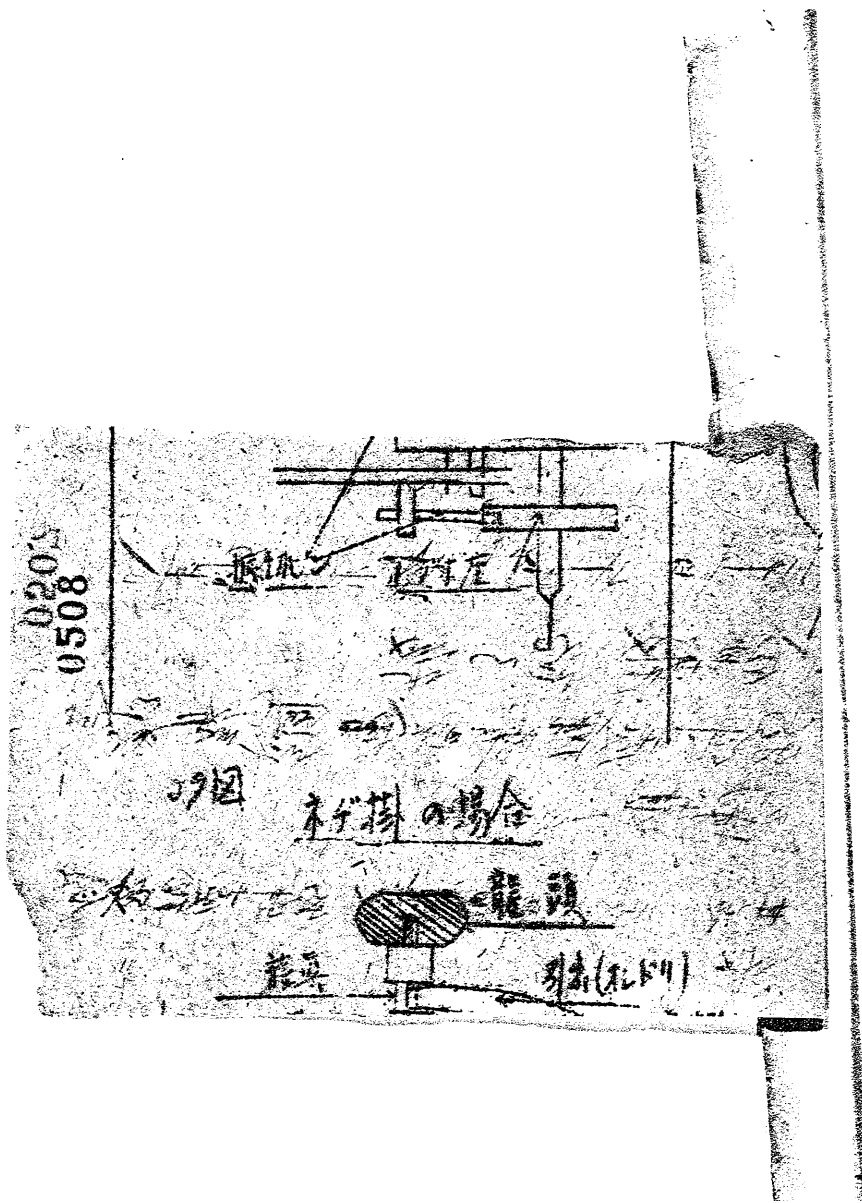
五月 廿 日起案

評附

17. 3. 5.000 (伊東納)

0506

三月十日午
會報終了後
物件處理委員會
田維
其
0208
0507





副官

参謀

主務

月

日起案

査閱

淨書

校合

月 日 發付

陸軍省 昭和二十一年十一月二十八日
大阪地方復員局 局長 松崎 彰
大阪地方物件處理委員會 規程 存 附 定 本

大阪地方物件處理委員會規程

第一條

復員委員會第四号 地方復員局 保有物件

處理要領ニ依ル 大阪地方復員局 各部

保有物件ノ處理ニ関シ 重要ナル事項

ヲ審議スルヲ大阪地方復員局ニ大阪

地方物件處理委員會(以下單ニ委員會

ト稱ス)ト置ク

阪復 第 九 号

海

軍 重 査

西大38 案納

0130

0509

第二條

委員會ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ構成スル

第三條

委員長ハ局長之ニ當ル

委員長ハ會務ヲ總理スル

第五條

委員會及部會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ庶務ヲ從事スル

第四條

委員會ニ左ノ部會ヲ設ク

一 總務部會

二 需品衣糧部會

三 通常物品部會

四 雜件部會

五 掃海部會

0000

0510

第六條

部會ハ部會長一名 部會委員若干名ヲ

以テ組織スル

部會長及部會委員ハ委員中ヨリ定ム

各部會長ハ總務部會ノ委員ヲ兼務スル

トスル

委員會幹事ハ各部會ノ委員ヲ兼務スルモトスル

第七條

總務部會ハ一般處理方針ヲ各部會ニ各

關係事項ノ實行方針ニ關スルヲ決議スル

(終)

大阪地方物件處理委員會委員名單

委員長	部會	部會長	委員
總務部會	總務部長 中村清治	總務部 ○中村清治 ○福田	鈴木
帶品部會	補給部長 小山清行	總務部 ○西田 ○家門	平松 福田 里田 津口 滝
通商部會	經理部長 若田清治	總務部 山口 前田	平松 福田 伊吹
雜件部會	總務部長 中村清治	總務部 補給部 經理部	平松 福田 伊吹 山口
掃海部會	掃海部長 池端鉄郎	總務部 掃海部	平松 福田 津口 南所 白川 長谷川
○印、○委員會幹事	○印、○部會幹事		

0512

大阪地方債員名表

物二第三三四號

昭和二十一年十月二十二日

債員名表第二復員部

各地方債員局長殿

地方債員賠償保有物件賠償要領の件照會

首領の件は別紙要領によつて前送すべから然るべく取計はれたい

(別紙 係)

(一紙)

晴亨ニト夏彦の委員及各部長ニ送付
スルヲのトス

庶務課長 課附 經理部長 需品部長 管課長

局

中

字

30

0513

(別紙)

北方復員局保有物件処理要領

一、方針

各地方復員局に於ける業務は一應昭和二十二年三月末を以て特定の業務を除いて之を終了させることを自途として保有物件の処分及処理を進めることとする

終戦時に於ける混同した物品処理の古い記録に鑑み今次保有物件処理の際はその責任を明かにし処理を速正にするため必要な措置を講ずる

二、処理要領

1、委員会の構成
第二復員局及び北方復員局に次々物件処理委員会を設けて中央、地方の連絡を要にし物件処理の適正を期することとする

その組織は次の通りとする

(一)中央物件処理委員会

第二復員局長		委員長		委員長
		委員長	委員長	委員長
経理部長	◎ 補給部長	総務部長	文書課長	高橋
主計課長 山田内中	補給課長 純田、白石、入谷、吉川、木山、足立	造清運 課課課課 長長長長 富松古吉 水枝籠田、小國 橋、相原		

◎印は幹事長、○印は幹事

(一) 地方物件処理委員会

各地方復員局に於いて適宜編成し地名を冠する

ロ、物件の処理

概ね左の要領によつて処理することとする尙重要なものについては中央物件処理委員会で処理方法を決定する

(一) 特殊物件及び之に準ずるものに在るの物件の処理

(四) 特殊物件及び之に準ずるものは内務省を窓口所定の官廳、民間業者等に移管又は併下を行ふ（從來特物の処理）

（註）特殊物件とは終戦時進駐車で接收後内容を者に返還されたものを謂ふ。舊局長としてもそのうちから必要量の配分を受けたものがあり従て一部残量があるものと豫想される。之に準ずるものとは終戦時進駐車に提出したリストから洩れた物件中進駐車で接收する筋台のものを謂ふ。

其の他のものは概ね別表編纂によつて処理する

(四) 右の業務は中央處理を基調とするが状況によつて一部を地方復旧局長に委任されることがある

尙物品の受渡は物件所在の現地で行ふ

(五) 供給の自給のない在留品に對しては廢除を待つことなく臨時處理する

(イ) 各部に供給又は供用した物件の処理

閉廠の都度一應全量供給に返納させて(イ)及の要領によつて戻納する但し送納に於ける物件の処理については次のように処理する

(ロ) 特設送納船で船主に返還するもの
供給又は供用したものは全量割替を附して返納の手続きをとらせ
て供給地で處理するがそのうちから回航等に必要なるものを戻つ
て船主に引渡す此の場合債権書の受領及び排下等の処理は規定
通り實施のことに留意する

(四) 送納

一應全量送納(状況によつては手続だけとする)させその送納
の都合の處理方法に應じて供給地で處理する
尙無撤を指令せられた送納については今後運輸及び掃海に必要
なるものを進陸軍の許可を得て送納させ他のものは現地地方
廳に引渡す

第11-8-149
の3番目
の現況

目 物件の整理

保有物件の正確な数量を知り得るよう常にリストを整理すると共に物件との照合を行ふ

ハ、保有物件の現況視察

中央地方の連絡を密にすると共に現況を明かにするため中央物件に
おき委員の委員長が現況視察を行ふ、状況によつては委員又は委員
輔佐を以て代補させることがある

・ 第一回現況視察は十月下旬から十一月にわたつて左の表目につ
いて視察する、実施細目については幹事長から通知させるから視察
の効果を擧げ得るよう工夫を準備して置かれない

ロ 物件の現況

(1) 現保有量

(2) 現在の維持費用等の状況

(3) 現保有物件中の不用品は廃棄見込品数量等の状況

日 今 後 本 館 行 々 輸 件 取 理 方 策
日 保 管 格 納 状 況 現 地 視 察

(巻)

0519

(別表)

地方復員局保有物件(特殊物件及これに準ずるものを除く)移管標準

品名	移管先	現品引渡先
造船修用材料 (機部品及附屬品を含む)	逓信省海運総局	地方海運局と協議の上成るべく難用工場、又は従来復員局の利用、下消費に拂下方轉旋する
織維製品 及其の附屬品	商工省 織維局 本料課	所在地で中央の指示する 受取者に引渡
織維製品 以外のもの	商工省 織維局 日用品課	
再用の見込 のない古品	地方 工業課	地方復員局と地方協賛決定する

0520

食										粉		豆		麥		米	
乾魚類	乾物類	乾燥野菜	乾燥類	乾飯	乾餛飩類	乾パン	餛飩飯	換帶精食	餅の類	粉類	豆類	麥類	米類				
			農林省食品局														
			追て定める														

0521

料	燃	食	精
石炭	液体燃料	生鮮食糧品 ビタミン食類 茶	乾煉味噌 乾煉味噌 漬物類
石炭配炭局(配炭課)	商工省鐵山局(石油課)	農林省食品局 農林省及厚生省 農林省食品局及水産局	大藏省專賣局 農林省食品局 農林省食品局
日本石炭株式會社	石油産給株式會社	追て定める	至國味噌統制株式會社 醬油 所在拾縣食酢統制組合 帝國油統制會社 農務專賣局 日本砂糖統制株式會社

0522

品 需											
定額表	海新品種目	各長主管別	航路	船務	水運	陸運	内務省	内務省	内務省	内務省	内務省
一	筆墨、印内類	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
二	紙類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
三	綿、布、糸、絮類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
四	油脂蠟類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
五	金、鋼、木類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
六	木、竹、材類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
七	硝子類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
八	備帶、皮革、ゴム類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
九	漆料類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
一〇	刷毛、 <u>綿</u> 類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
一一	農育用品類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
一二	雜品類	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商

備考

一、貨品は概ね前記各項に準ずるものとする
 二、運（運輸省）商（商工省）商（農林省）内（内務省）厚（厚生省）文（文部省）商（通

昭和二十一年九月二十日

和歌山縣西牟婁郡西富田村野田

箱 島 島 青 殿

大坂地方復興員局總務部長

内火艇渡見收容に關し感謝の件

舊田邊上陸地連絡所内火艇は去る八月三十日盜難に依り行方不明となり其の後各方面に手配して捜索中でありましたが幸にも貴殿の絶大なる御盡力により無事收容することが出来ましたことは感謝に堪へません。特に渡見場所より文里渡橋迄長距離の海上を自ら橋船によりて難々曳船下されたる御行爲に對しては當局員一同深く感謝致して倍々次第であります

茲に感謝の微衷を表すため失禮ではありますが金一封を同封致しますから御受納下さい

尚御協力を得ました他の村民各位にも且しく御傳へ下さる様御願ひ申上げます

(不三納)

海軍

「終」

0525

15部, 69

没復給付手続

公報原稿

没復給付手続目録

昭和二十一年九月二日

呉地方復興局補給部物品會計官更

各取 扱 主 任 殿

物品供給手続の件照會

今般當部に請願を請求する場合は必ず監照せられた受領簿を持参された

(略)

海 軍

0526

4/7

局長

總務部長

總務部員

庶務課長

課附



昭和二十一年八月二十五日

軍需品処分報告書

特設掃海艇第三高島丸

0527

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

海軍

0528

昭和二十一年八月二十五日

特設掃海艇第三高島丸艇長 

大阪復員局經理部長殿

第三高島丸艇需品處分件報告

本艇艇需品(兵器備品消耗品)ノ處分ハ別紙綴ノ艇需品處分報告書及領收書ニ依リ處分セリ



第二復員

0529

兵備

軍需品處分報告書

航海科(部)

品名	八種双眼望遠鏡 前架付	七倍後鏡双眼鏡	夜光毎日捲掛時計	井上式三角定規	喇叭	信號奉銃	兩脚器	羅針	空盒晴雨計	乾濕寒暖計
数稱	個	個	組	個	個	個	個	個	個	個
数量	壹	壹	貳	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹
處分先及理由	神戶海軍部海軍造部讓渡									
記事										

第二頁

0530

測	測	投	錨	手	速	黑	同	信	旗	携	揚	通
鉛	鉛	錨	鎖	力	球	乙	火	號	旗	離	寒	暖
測	測	指示	節	旗	標	火	火	旗	流	測定	線	計
個	個	個	個	組	個	個	個	個	枚	個	米	個
一	一	壹	壹	一	貳	八	九	五	壹	三	壹	壹
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	神
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	傳
												部
												讓
												渡

第一二五

英藏全葉十三行掛紙

0531

品名	数稱	数量	處分先及理由	記事
六分儀	個	壹	神戶海軍部、海軍省、海軍省、海軍省	
三杆分度儀	個	壹		
亞式信號燈	個	壹		
同 瓦斯容器管 <small>(瓦斯)</small>	個	壹		
船尾信號燈 <small>(架台付)</small>	個	壹		
同 点滅報知器	個	壹		
同 端子箱	個	壹		
連揚信號燈	群	貳		
同 接断器	個	壹		
同 配電箱	個	壹		
船側信號燈用配電箱	個	壹		
危險燈 電鑽共	個	壹		

第二復員

0532

同	同	作業	同	同	二。	冷水	九七式	同	方向	同	点滅	整備
接断器	接續坐	燈	接断器	接續坐	種信號燈	寒暖計	山川燈管制器	電鈴	信號燈	電鐘	信號燈	電鎖共
、	、	、	、	、	、	、	、	、	個	、	、	個
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	貳	貳	壹	壹	壹
右	右	右	右	右	右	右	右	左	右	右	右	神戶、福海、都立、津、澁、道、那、環、渡、
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

美談全集十三行録紙

0533

品名	数稱	数量	處分先 及理由	記事
航空信號燈	個	壹	神戸海防部経路道部譲渡	
電路接續器	〃	九		
同接断器	〃	八		
燈油 (油灯)	〃	壹		終

毎頁

0534

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

海

身

0535

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

		(兵備)		軍需品処分報告書通信科ノ部		記事	
品名	数稱	数量	処分先	理由			
九式特受信機改四	基	二	神戸掃海部				
同右線輪筐	個	四	〃				
九式特五号送信機 <small>(附原電機)</small>	基	一	〃				
充電器 三号	個	一	〃				
充電器 一号	〃	二	〃				
三号三型蓄電池 五器入	〃	四	二個 神戸掃海部 二個 紀伊旅遣部				
三号一型蓄電池 三器入	〃	一	神戸掃海部				
テ一式一号受聴器	〃	四	〃				
手動電鍵 二型	〃	二	〃				
充放電盤 電盤	〃	二	〃				
空中線用滑車	〃	五	〃				

海軍

0536

受信機電源線	電夜混合鉢	比重計	三才大用低圧蓄電池	電路絶縁試験器	受信機電源用挿栓座	三号蓄電池(八型)器入	蒸溜水瓶	九〇式四号測波器	一五式四号測波器	空中線卵型碑子	空中線要鈴型碑子	空中線引揚索
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個	〃	器	〃	個	本
四	一	二	一	一	二	四	一	一	一	二	十五	(四本) 五十米
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	紀伊旅遣部	〃	〃	神戶掃海部	五十個 神戶掃海部 紀伊旅遣部	神戶掃海部

美濃全業十三行株式(黒田岡光榮印)

05371

〃	〃	真空管 UZ七七	譯文紙	受信紙	受信室内空中線	空中線(現用)	送信受信用空中線	消耗品、部				直流電流兼電圧計
〃	〃	UZ七八										器
〃	〃	個	冊	本	組	組						個
〃	〃	四	七十五	七十五	一	一	一					一
〃	〃	神戸掃海部	〃	〃	〃	紀伊表遣部	神戸掃海部					〃
												紀伊表遣部

海軍

0538

								導線	〃	〃	〃	〃	〃	〃	真空管
									UX-801	UV-813	UV-203	UX-865	UV-47	UX-20A	UY-58
								米	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個
								100	1	2	1	7	6	2	4
								紀伊派遺部	〃	〃	〃	〃	〃	〃	神戶港海部

美濃金葉十三行日記 (黒田國光書)

0539

(兵備)		處分報告書		通信科ノ部		其二	
品	名	數	量	處分先	數量	處分先	記事
町式無線電機	無線電機	台	一	神戸播磨部			

兵備簿第十三行綴紙

第二復員

0540